

# ○上越教育大学大学院学校教育研究科教育職員免許取得プログラム 履修取扱細則

(平成19年3月22日細則第16号)

最終改正 令和5年3月23日細則第3号

(趣旨)

**第1条** この細則は、上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程(平成16年規程第72号)第8条第1項の規定に基づき、大学院学校教育研究科学生のうち、教育職員免許状の取得の所要資格を得させることを目的としたプログラムの受講者(以下「免P受講者」という。)が上越教育大学学校教育学部履修規程(平成16年規程第70号)に定める授業科目を履修するための取扱いについて必要な事項を定める。

(履修可能な授業科目の範囲)

**第2条** 免P受講者が履修できる授業科目は、教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定を受けた授業科目のうちから別表に定める授業科目の範囲以内とする。

(授業科目、履修年次、単位数等)

**第3条** 授業科目、履修年次及び単位数等(以下「履修科目等」という。)については、次の各号に掲げるとおりとする。この場合においては、履修年次を修学上望ましい年次とする。

- (1) 教育職員免許状を有していない免P受講者の履修科目等(別表1)
- (2) 小学校教諭一種免許状を有している免P受講者の履修科目等(別表2)
- (3) 中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状を有している免P受講者の履修科目等(別表3)

(教職実践演習の履修年次等)

**第4条** 前条の規定にかかわらず、教育職員免許状(養護教諭・栄養教諭免許状を除く。)を有していない免P受講者の教職実践演習科目の履修については、修了年次の必修科目として取り扱うものとし、3年次で履修するように修学指導を行うものとする。ただし、2年次の履修登録期間中にアドバイザーの承認を得た上で、教育支援課において取得希望免許状の免許取得要件及び修了要件を満たしていると確認された場合は、当該年次に履修することができるものとする。

(学部カリキュラムの変更への対応)

**第5条** 授業科目の変更(新設、廃止、名称変更、授業方法変更等)に伴い、学部授業科目について学年進行による休講等がある場合は、免P受講者が2年次までに履修できるよう開講時期を設定するものとする。

(履修登録の上限及び履修指導)

**第6条** 免P受講者が各年次において1年間に授業科目を履修登録することができる単位数の上限は、次の表に掲げるとおりとする。

対象年次	登録単位数
1年次	44単位

2年次	42単位
3年次	40単位

- 2 前項の規定にかかわらず，教育職員免許状を有していない免P受講者については，1年次に限り50単位まで履修登録することができる。
- 3 免P受講者は，授業科目の履修登録を行う際は，大学院授業科目の履修に支障を来さないようアドバイザー及び教育支援課の履修指導を事前に受けるものとする。  
(その他)

**第7条** この細則の実施に関し必要な事項は，教務委員会が別に定める。

**附 則**

- 1 この細則は，平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前に入学した学生については，なお従前の例による。
- 3 上越教育大学大学院学校教育研究科教育職員免許取得プログラム履修申合せ（平成18年3月22日学長裁定）は，廃止する。

**附 則（平成20年細則第15号（平成20年3月21日））**

- 1 この細則は，平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前に大学院学校教育研究科に免プロ受講者として入学した学生については，この細則による改正後の上越教育大学大学院学校教育研究科教育職員免許取得プログラム履修取扱細則（以下「改正後の履修取扱細則」という。）別表の規定にかかわらず，なお従前の例による。ただし，改正後の履修取扱細則別表に規定する授業科目については，履修することができる。

**附 則（平成21年細則第3号（平成21年2月13日））**

- 1 この細則は，平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前に大学院学校教育研究科に免プロ受講者として入学した学生については，この細則による改正後の上越教育大学大学院学校教育研究科教育職員免許取得プログラム履修取扱細則（以下「改正後の履修取扱細則」という。）別表の規定にかかわらず，なお従前の例による。ただし，改正後の履修取扱細則別表に規定する授業科目については，履修することができる。

**附 則（平成22年細則第5号（平成22年2月17日））**

- 1 この細則は，平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に大学院学校教育研究科に免プロ受講者として入学した学生については，この細則による改正後の上越教育大学大学院学校教育研究科教育職員免許取得プログラム履修取扱細則（以下「改正後の履修取扱細則」という。）別表の規定にかかわらず，なお従前の例による。ただし，改正後の履修取扱細則別表に規定する授業科目については，履修することができる。

**附 則（平成23年細則第4号（平成23年3月22日））**

- 1 この細則は，平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前に大学院学校教育研究科に免プロ受講者として入学した学生については，この細則による改正後の上越教育大学大学院学校教育研究科教育職員免許取得プログラム履修取扱細則（以下「改正後の履修取扱細則」という。）別表の規定にかかわらず，なお従前の例による。ただし，改正後の履修取扱細則別表に規定する授業科目につ

いては、履修することができる。

**附 則（平成24年細則第8号（平成24年3月30日））**

- 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に大学院学校教育研究科に免P受講者として入学した学生については、この細則による改正後の上越教育大学大学院学校教育研究科教育職員免許取得プログラム履修取扱細則（以下「改正後の履修取扱細則」という。）別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の履修取扱細則別表に規定する授業科目については、履修することができる。

**附 則（平成25年細則第10号（平成25年3月22日））**

- 1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に大学院学校教育研究科に免P受講者として入学した学生については、この細則による改正後の上越教育大学大学院学校教育研究科教育職員免許取得プログラム履修取扱細則（以下「改正後の履修取扱細則」という。）別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の履修取扱細則別表に規定する授業科目については、履修することができる。

**附 則（平成26年細則第17号（平成26年3月28日））**

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前に大学院学校教育研究科に免P受講者として入学した学生については、この細則による改正後の上越教育大学大学院学校教育研究科教育職員免許取得プログラム履修取扱細則（以下「改正後の履修取扱細則」という。）別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の履修取扱細則別表に規定する授業科目については、履修することができる。

**附 則（平成27年細則第16号（平成27年3月26日））**

- 1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前に大学院学校教育研究科に免P受講者として入学した学生については、この細則による改正後の上越教育大学大学院学校教育研究科教育職員免許取得プログラム履修取扱細則（以下「改正後の履修取扱細則」という。）別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の履修取扱細則別表に規定する授業科目については、履修することができる。

**附 則（平成28年細則第2号（平成28年3月11日））**

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に大学院学校教育研究科に免P受講者として入学した学生については、この細則による改正後の上越教育大学大学院学校教育研究科教育職員免許取得プログラム履修取扱細則（以下「改正後の履修取扱細則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の履修取扱細則別表に規定する授業科目については、履修することができる。

**附 則（平成28年細則第15号（平成28年7月20日））**

この細則は、平成28年7月20日から施行する。

**附 則（平成30年細則第5号（平成30年3月23日））**

- 1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 平成29年度以前に大学院学校教育研究科に免P受講者として入学した学生については、この細則による改正後の上越教育大学大学院学校教育研究科教育職員免許取得プログラム履修取扱細則（以下「改正後の履修取扱細則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の履修取扱細則別表に規定する授業科目については、履修することができる。

**附 則（平成31年細則第7号（平成31年3月22日））**

- 1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に大学院学校教育研究科に免P受講者として入学した学生については、この細則による改正後の上越教育大学大学院学校教育研究科教育職員免許取得プログラム履修取扱細則（以下「改正後の履修取扱細則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の履修取扱細則別表に規定する授業科目については、履修することができる。

**附 則（令和元年細則第29号（令和元年7月17日））**

この細則は、令和元年7月17日から施行し、この細則による改正後の上越教育大学大学院学校教育研究科教育職員免許取得プログラム履修取扱細則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

**附 則（令和3年細則第2号（令和3年3月9日））**

- 1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前に大学院学校教育研究科に入学した学生については、この細則による改正後の上越教育大学大学院学校教育研究科教育職員免許取得プログラム履修取扱細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則（令和4年細則第8号（令和4年3月22日））**

- 1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に大学院学校教育研究科に入学した学生については、この細則による改正後の上越教育大学大学院学校教育研究科教育職員免許取得プログラム履修取扱細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則（令和5年細則第3号（令和5年3月23日））**

- 1 この細則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前に大学院学校教育研究科に入学した学生については、この細則による改正後の上越教育大学大学院学校教育研究科教育職員免許取得プログラム履修取扱細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 1 (第3条第1号関係)

教育職員免許状を有していない免P受講者の履修科目等

○幼稚園教諭一種免許状, 小学校教諭一種免許状, 中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状 を取得する場合  
「教科及び教職に関する科目」については, 免許法上の科目区分ごとの各欄に掲げる単位数以上を修得すること。

1 教科(領域)に関する専門的事項及び各教科(保育内容)の指導法に関する科目

(1) 幼稚園教諭一種免許状

免許法上の科目		授業科目	年次	単位数・授業方法	修得単位数
領域に関する専門的事項	健康	幼児と健康	1	L 1	1
	人間関係	幼児と人間関係		L 1	
	環境	幼児と環境	2	L 1	1
	言葉	幼児と言葉		L 1	
	表現	幼児と表現		L 1	
領域及び保育内容の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目		保育内容総論		S 1	1

免許法上の科目		授業科目	年次	単位数・授業方法	修得単位数
保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		保育・健康の指導法	1	S 2	2
		保育・人間関係の指導法		S 2	
		保育・環境の指導法	2	S 2	2
		保育・言葉の指導法		S 2	
		保育・表現の指導法		S 2	

(2) 小学校教諭一種免許状

免許法上の科目		授業科目	年次	単位数・授業方法	修得単位数
教科に関する専門的事項	国語(書写を含む。)	国語(書写を含む。)	1	L 1・S 1	12以上
	社会	社会		L 2	
	算数	算数	2	L 2	
	理科	理科		L 2	
	生活	総合・生活		L 2	
	音楽	音楽		S 1・P 1	
	図画工作	図画工作		S 2	
	体育	体育		L 1・P 1	
	家庭	家庭		L 2	
	外国語	英語		L 2	

注)「体育」は1年次に履修すること。

免許法上の科目		授業科目	年次	単位数・授業方法	修得単位数
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		初等国語科指導法	1	L 1・S 1	2
		初等社会科指導法		L 1・S 1	
		算数科指導法	2	L 1・S 1	2
		初等理科指導法		L 1・S 1	
		生活科指導法		L 1・S 1	
		初等音楽科指導法		S 2	
		図画工作科指導法		S 2	
		初等体育科指導法		S 2	
		初等家庭科指導法		L 1・S 1	
		小学校英語指導法		L 1・S 1	

(3) 中学校教諭一種免許状（国語）及び高等学校教諭一種免許状（国語）

免許法上の科目	授業科目			年次	単位数・授業方法	修得単位数		
	中	高	高			中一免	高一免	
教科に関する専門的事項	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	選必	選必	国語学講読A	1 ~ 3	L 2	} 2	} 2
		選必	選必	国語学講読B		L 2		
				国語学演習A		S 2		
				国語学演習B 言語行為と意味生成		S 2 L1・S1		
漢文学	国文学（国文学史を含む。）	選必	選必	国文学講読A	L 2 L 2 S 2 S 2	} 2	} 2	
		選必	選必	国文学講読B				
				国文学演習A				
				国文学演習B				
書道（書写を中心とする。）	必	必	漢文学講読	L 2	2	2		
	必		書写書道 書の表現と文化	S 2 L1・S1	2			

免許法上の科目	授業科目	年次	単位数・授業方法	修得単位数	
				中一免	高一免
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	中等国語科指導法（課程論）	2	L 2	2	2
	中等国語科指導法（授業論）		L 2	2	2
	中等国語科指導法（教材論）		L 2	2	
	中等国語科指導法（書写論）		L1・S1	2	—

注) ①修得単位数欄に単位数を記載してある科目は、当該免許法上の必修科目を示す。

②教科に関する専門的事項は、免許法上の科目区分ごとに必修単位を含め、計20単位以上修得すること。

(4) 中学校教諭一種免許状（社会）及び高等学校教諭一種免許状（地理歴史、公民）

免許法上の科目	授業科目			年次	単位数・授業方法	修得単位数			
	中社	高地歴	高公民			中一免	高一免(地理歴史)	高一免(公民)	
教科に関する専門的事項	日本史・外国史	日本史	必	必	日本史研究A	1 ~ 3	L 2	} 2	} 2
			必	必	日本史研究B		L 2		
					考古学認識論		L 2		
					日本前近代社会史認識論		L 2		
					日本近現代社会史認識論		L 2		
					地域調査法A		S 2		
					歴史・民俗資料演習		S 2		
	外国史	必	必	世界史研究入門	L 2	2	} 2	} 2	
				ユーラシア史認識論	L 2				
				ヨーロッパ史認識論	L 2				
地理学（地誌を含む。）	人文地理学・自然地理学	必	必	自然地理学概説	L 2 L 2 P 2 S 2 L 2 L 2 P 2	} 2	} 2		
		必	必	人文地理学概説					
				地理学実験					
				地域調査法B					
				自然地理学 地理情報学 地理学野外実験					
地誌	必	必	地誌学概説	L 2	2	} 2	} 2		
			地域環境学	L 2					
「法学、政治学」	「法学（国際法を含む）、政治学（国政を含む）」	選必	選必	法学概説	L 2 L 2 L 2	} 2	} 2		
		選必	選必	政治学概説					
				法学学文献講読					
「社会学、経済学」	「社会学、経済学（国際経済を含む）」	選必	選必	社会学概説	L 2 L 2 L 2 L 2 S 2 L 2	} 2	} 2		
		選必	選必	経済学概説					
				社会認識手法論					
				社会学文献講読					
				経済学文献講読					
				地域調査法C 現代社会論					
「哲学、倫理学、宗教」	「哲学、倫理学、宗教」	選必	選必	哲学概説	L 2 L 2	} 2	} 2		
		選必	選必	倫理学概説					

学]	学, 心理学]	選必	選必	宗教学概説 哲学文献講読 倫理学文献講読 宗教学文献講読 宗教思想史研究 学校社会心理学 (社会・集 団・家族心理学)	L 2 L 2 L 2 L 2 L 2 L 2		
----	---------	----	----	---	--	--	--

免許法上の科目	授業科目	年次	単位数・授業方法	修得単位数		
				中一免	高一免	
					地歴	公民
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	社会科・地理歴史科教育学基礎	2	L 2	2	2	—
	社会科・公民科教育学基礎		L 2	2	—	2
	社会科・地理歴史科指導法		L 2	2	2	—
	社会科・公民科指導法		L 2	2	—	2

注) ①修得単位数欄に単位数を記載してある科目は、当該免許法上の必修科目を示す。

②教科に関する専門的事項は、免許法上の科目区分ごとに必修単位を含め、計20単位以上修得すること。

(5) 中学校教諭一種免許状 (数学) 及び高等学校教諭一種免許状 (数学)

免許法上の科目	授業科目	年次	単位数・授業方法	修得単位数	
				中一免	高一免
教科に関する専門的事項	代数学	1 ) 3	必 基礎線形代数学	L 2	2
			必 線形代数学		
			必 代数学概論		
	幾何学	3	選必 数学基礎	L 2	2
			選必 幾何学基礎		
			選必 幾何学概論		
	解析学	3	必 基礎微分積分学	L 2	2
			選必 微分積分学		
			選必 解析学概論		
	「確率論, 統計学」	必 確率論・統計学	L 2	2	
コンピュータ	選必 計算機数学演習	S 2	2		
	選必 数学ソフトウェア演習	S 2			

免許法上の科目	授業科目	年次	単位数・授業方法	修得単位数	
				中一免	高一免
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	数学科指導法	2	L 2	2	2
	数学教材開発論		L 1・S 1	2	2
	数学学習過程論		L 1・S 1	2	
	算数・数学の教材開発と授業構想		L 1・S 1	2	

注) ①修得単位数欄に単位数を記載してある科目は、当該免許法上の必修科目を示す。

②教科に関する専門的事項は、免許法上の科目区分ごとに必修単位を含め、計20単位以上修得すること。

(6) 中学校教諭一種免許状 (理科) 及び高等学校教諭一種免許状 (理科)

免許法上の科目	授業科目	年次	単位数・授業方法	修得単位数	
				中一免	高一免
教科に関する専門的事項	物理学	1 ) 3	必 物理学	L 2	2
			必 力学		
			必 電磁気学		
			必 現代物理学		
	物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	必 物理学実験	P 2	2	
	化学	3	必 化学	L 2	2
			必 分析化学		
			必 分析化学演習		
	化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	必 化学実験	P 2	2	
	生物学	3	必 生物学	L 2	2
必 生態学					
必 植物学					
生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	必 生物学実験	P 2	2		

活用を含む。)		生物学野外実習	P 1	
地学	必	地学 地圏環境進化学 宇宙科学	L 2 L 2 L 2	2
地学実験（コンピュータ活用を含む。)	必	地学実験	P 2	2

免許法上の科目	授業科目	年次	単位数・授業方法	修得単位数	
				中一免	高一免
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。)	中等理科指導法（基礎論）	2	L 2	2	2
	中等理科指導法（課程論）		L 2	2	
	中等理科指導法（方法論）		L 2	2	
	中等理科指導法（教材論）		L 2	2	

注) ①修得単位数欄に単位数を記載してある科目は、当該免許法上の必修科目を示す。

②教科に関する専門的事項は、免許法上の科目区分ごとに必修単位を含め、計20単位以上修得すること。

(7) 中学校教諭一種免許状（音楽）及び高等学校教諭一種免許状（音楽）

免許法上の科目	授業科目	年次	単位数・授業方法	修得単位数	
				中一免	高一免
教科に関する専門的事項	ソルフェージュ	必	ソルフェージュⅠ ソルフェージュⅡA ソルフェージュⅡB	S 2 S 1 S 1	2
	声乐（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)	必	独唱Ⅰ 独唱Ⅱ	S 2 S 2	2
		必	日本音楽B（日本の伝統的な歌唱を含む。)	S 2	2
		必	合唱Ⅰ	S 1	1
		必	合唱Ⅱ 合唱Ⅲ	S 1 S 1	1
	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)	必	ピアノ独奏Ⅰ（伴奏法を含む。) ピアノ独奏Ⅱ ピアノ独奏Ⅲ	S 2 S 2 S 2	2
		必	合奏Ⅰ 合奏Ⅱ	S 2 S 2	2
		必	日本音楽AⅠ 日本音楽AⅡ	S 2 S 2	2
			器楽基礎（管楽器）	S 2	
			指揮法	必	指揮法
音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)	必	作曲基礎 作曲法ⅠA 作曲法ⅠB 作曲法ⅡA 作曲法ⅡB	S 2 S 1 S 1 S 1 S 1	2	
	必	音楽史Ⅰ 音楽史Ⅱ 音楽劇創作Ⅰ 音楽劇創作Ⅱ 音楽研究入門 民族音楽学	L 2 L 2 S 2 S 2 S 2 L 2		

免許法上の科目	授業科目	年次	単位数・授業方法	修得単位数	
				中一免	高一免
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。)	中等音楽科指導法（本質論）	2	S 2	2	2
	中等音楽科指導法（授業論）		S 2	2	2
	中等音楽科指導法（学習課程論）		S 2	2	
	中等音楽科指導法（実践応用論）		S 2	2	

注) ①修得単位数欄に単位数を記載してある科目は、当該免許法上の必修科目を示す。

②教科に関する専門的事項は、免許法上の科目区分ごとに必修単位を含め、計20単位以上修得すること。

## (8) 中学校教諭一種免許状（美術）及び高等学校教諭一種免許状（美術）

免許法上の科目	授業科目		年次	単位数・授業方法	修得単位数		
	中	高			中一免	高一免	
教科に関する専門的事項	絵画（映像メディア表現を含む。）	必	必	1 3	S 1	1	1
					S 2		
					S 2		
					S 2		
					P 1		
彫刻	必	必	1	S 1	1	1	
				S 2			
				P 2			
				P 1			
				P 1			
デザイン（映像メディア表現を含む。）	必	必	1	S 1	1	1	
				S 1			
				S 2			
				P 2			
				L 2			
				S 2			
				S 2			
工芸	必		1	S 1			
				S 2			
				S 2			
				S 2			
				L 2			
				L 2			
				S 2			
				S 2			
美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	必	必	2	L 2	2	2	
				S 2			

免許法上の科目	授業科目	年次	単位数・授業方法	修得単位数	
				中一免	高一免
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	美術科指導法（基礎論）	2	L 2	2	2
	美術科指導法（課程論）		L 2	2	2
	美術科指導法（方法論）		S 2	2	
	美術科・工芸科指導法（教材論）		S 2	2	—

注) ①修得単位数欄に単位数を記載してある科目は、当該免許法上の必修科目を示す。

②教科に関する専門的事項は、免許法上の科目区分ごとに必修単位を含め、計20単位以上修得すること。

## (9) 高等学校教諭一種免許状（工芸）

免許法上の科目	授業科目	年次	単位数・授業方法	修得単位数
教科に関する専門的事項	図法・製図	必	造形表示 B	1
	デザイン	必	造形基礎 C	1
		必	造形表示 A	1
			デザインワーク I	S 2
			デザインワーク II	P 2
工芸制作（プロダクト制作を含む。）	必	造形基礎 D	S 1	1
		工芸表現（木工）	S 2	
		工芸表現（陶芸）	S 2	
		総合造形表現	S 2	
		素材と焼成	S 2	
工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）	必	現代工芸論	L 2	2
	必	現代デザイン論	L 2	2
		工芸特講	L 2	

免許法上の科目	授業科目	年次	単位数・授業方法	修得単位数
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	工芸科指導法（基礎論）	2	S 2	2
	美術科・工芸科指導法（教材論）		S 2	2

注) ①修得単位数欄に単位数を記載してある科目は、当該免許法上の必修科目を示す。

②教科に関する専門的事項は、免許法上の科目区分ごとに必修単位を含め、計20単位以上修得すること。

(10) 中学校教諭一種免許状（保健体育）及び高等学校教諭一種免許状（保健体育）

免許法上の科目	授業科目	年次	単位数・授業方法	修得単位数	
				中一免	高一免
教科に関する専門的事項	体育実技	1 ~ 3	必 体操・器械運動	P 1	1
			必 陸上競技	P 1	1
			必 水泳	P 1	1
			必 球技	P 1	1
			必 ダンス	P 1	1
			必 武道	P 1	1
			必 野外運動（スノースポーツ）	P 1	
	「体育原理，体育心理学，体育経営管理学，体育社会学，体育史」・運動学（運動方法学を含む。）	必 運動学（運動方法学を含む。）	L 2	2	
		必 体育心理学	L 2	2	
		必 生理学（運動生理学を含む。）	L 2	2	
必 解剖生理学	L 2				
必 運動生理学	L 2				
必 衛生学・公衆衛生学	L 2	2			
学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）	必 学校保健（精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）	L 2	2		
	必 小児保健	L 2	2		
必 学校安全管理と保健室	L 2				

免許法上の科目	授業科目	年次	単位数・授業方法	修得単位数	
				中一免	高一免
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	中等保健体育科指導法（課程論）	2	L 2	2	2
	中等保健体育科指導法（教材論）		L 2	2	2
	中等保健体育科指導法（授業論）		L 2	2	
	中等保健体育科指導法（学習論）		L 2	2	

注) ①修得単位数欄に単位数を記載してある科目は、当該免許法上の必修科目を示す。

②教科に関する専門的事項は、免許法上の科目区分ごとに必修単位を含め、計20単位以上修得すること。

(11) 中学校教諭一種免許状（保健）及び高等学校教諭一種免許状（保健）

免許法上の科目	授業科目	年次	単位数・授業方法	修得単位数	
				中一免	高一免
教科に関する専門的事項	生理学・栄養学	1 ~ 3	必 解剖生理学	L 2	2
			必 運動生理学	L 2	2
			必 人体の構造と機能及び疾病	L 2	
			必 食と栄養	S 2	2
			必 食と生理機能・食の安全	L 2	
	衛生学・公衆衛生学	必 衛生学・公衆衛生学	L 2	2	
		必 健康の科学	L 2		
	学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）	必 学校保健（精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）	L 2	2	
		必 小児保健	L 2	2	
		必 精神医学入門（精神疾患とその治療）	L 2		
必 学校安全管理と保健室	L 2				

免許法上の科目	授業科目	年次	単位数・授業方法	修得単位数	
				中一免	高一免
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	中等保健科指導法（基礎論）	2	L 2	2	2
	中等保健科指導法（基礎教材論）		L 2	2	2
	中等保健科指導法（教材開発論）		L 2	2	
	中等保健科指導法（学習論）		L 2	2	

注) ①修得単位数欄に単位数を記載してある科目は、当該免許法上の必修科目を示す。  
 ②教科に関する専門的事項は、免許法上の科目区分ごとに必修単位を含め、計20単位以上修得すること。

(12) 中学校教諭一種免許状（技術）

免許法上の科目	授業科目		年次	単位数・授業方法	修得単位数	
					中	高
教科に関する専門的事項	木材加工（製図及び実習を含む。）	必	製図法	1	L 2	2
		必	木材手工具加工法	3	S 2	2
			木材機械加工法		S 2	
	金属加工（製図及び実習を含む。）	必	金属加工法		S 2	2
			金属加工学		L 2	
	機械（実習を含む。）	必	機械工学概論		L 2	2
		必	機械工学実習		P 1	1
	電気（実習を含む。）	必	電気工学概論		L 2	2
		必	電気工学実験実習		P 1	1
	栽培（実習を含む。）	必	基礎電子回路		L 2	
		栽培法		S 2	2	
情報とコンピュータ（実習を含む。）	必	コンピュータサイエンス基礎		S 2	2	
		プログラミング演習		S 2		
	必	コンピュータサイエンス		L 2	2	
		情報メディア演習		S 2		

免許法上の科目	授業科目	年次	単位数・授業方法	修得単位数
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	中等技術科指導法（基礎論）	2	L 2	2
	中等技術科指導法（課程論）		L 2	2
	中等技術科指導法（方法論）		L 2	2
	中等技術科指導法（教材論）		L 2	2

注) ①修得単位数欄に単位数を記載してある科目は、当該免許法上の必修科目を示す。  
 ②教科に関する専門的事項は、免許法上の科目区分ごとに必修単位を含め、計20単位以上修得すること

(13) 中学校教諭一種免許状（家庭）及び高等学校教諭一種免許状（家庭）

免許法上の科目	授業科目		年次	単位数・授業方法	修得単位数		
					中一免	高一免	
教科に関する専門的事項	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	必	家族関係学Ⅰ	1	L 1	1	
		必	家族関係学Ⅱ				
		必	生活経営学Ⅰ（家庭経済学を含む。）				
		必	生活経営学Ⅱ				
	被服学（被服製作実習を含む。）	必	被服製作の理論と実習	3	L 1・P 1	2	
		必	被服学				
		必	衣生活論				
		必	被服学実験				
	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	必	調理の理論と実習	3	L 1・P 1	2	
		必	食物学Ⅰ				
必		食物学Ⅱ					
必		食物学実験					
住居学	住居学（製図を含む。）	必	住居学（製図を含む。）		L 1・S 1	2	2
保育学（実習を含む。）及び家庭看護学	必	必	保育学	3	L 2	2	2
			保育学実習				
			家庭看護学				
			家族研究法				
	家庭電気・家庭機械・情報処理	必	家庭電気・機械・情報		S 2		2

免許法上の科目	授業科目	年次	単位数・授業方法	修得単位数	
				中一免	高一免
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	中等家庭科指導法（課程論）	2	L1・S1	2	
	中等家庭科指導法（教材論）		L1・S1	2	
	中等家庭科指導法（指導論）		L1・S1	2	2
	中等家庭科指導法（授業論）		L1・S1	2	2

注) ①修得単位数欄に単位数を記載してある科目は、当該免許法上の必修科目を示す。

②教科に関する専門的事項は、免許法上の科目区分ごとに必修単位を含め、計20単位以上修得すること。

(14) 高等学校教諭一種免許状（情報）

免許法上の科目	授業科目	年次	単位数・授業方法	修得単位数	
				中一免	高一免
教科に関する専門的事項	情報社会・情報倫理	1 2 3	L2	}	2
	コンピュータ・情報処理（実習を含む。）		S2		2
			S2		
	情報システム（実習を含む。）		L2		2
			S2		
	情報通信ネットワーク（実習を含む。）		S2		2
			S2		
マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）	S2	2			
	S2				
情報と職業	L2	2			

免許法上の科目	授業科目	年次	単位数・授業方法	修得単位数
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	情報科指導法（授業・教材論）	2	S2	2
	情報科指導法（学習・過程論）		S2	2

注) ①修得単位数欄に単位数を記載してある科目は、当該免許法上の必修科目を示す。

②教科に関する専門的事項は、免許法上の科目区分ごとに必修単位を含め、計20単位以上修得すること。

(15) 中学校教諭一種免許状（英語）及び高等学校教諭一種免許状（英語）

免許法上の科目	授業科目	年次	単位数・授業方法	修得単位数	
				中一免	高一免
教科に関する専門的事項	英語学	1 2 3	L2	}	2
			L2		
			L2		
			S2		
	英語文学	選必 選必	L2 S2	2	
英語コミュニケーション	必	3	S2	}	2
			S2		
			S2		
			L2		
異文化理解	必	L2 L2	2		

免許法上の科目	授業科目	年次	単位数・授業方法	修得単位数	
				中一免	高一免
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	中等英語科指導法（基礎論）	2	L1・S1	2	
	中等英語科指導法（教授法）		L1・S1	2	2
	中等英語科指導法（授業論）		L1・S1	2	2
	中等英語科指導法（学習論）		L1・S1	2	

注) ①修得単位数欄に単位数を記載してある科目は、当該免許法上の必修科目を示す。

②教科に関する専門的事項は、免許法上の科目区分ごとに必修単位を含め、計20単位以上修得すること。

2 教育の基礎的理解に関する科目

免許法上の科目	授業科目	年次	単位数・授業方法	修得単位数				
				小一免	中一免	高一免	幼一免	
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育本質論	3	L 2	}	2			
	比較教育学		L 2					
	学校・教師の歴史と文化		L 2					
	教育の哲学と思想		L 2					
	表現・人間学基礎論		L 1					
教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	人間教育学セミナー（教職の意義）	1	S 2		2			
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	学校組織論	3	L 2	}	2			
	教育社会学		L 2					
	教育と法規		L 2					
	現代社会と学校		L 2					
	生涯学習概論A		L 2					
	生涯学習概論B		L 2					
	人権・同和教育		L 2					
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学概論（教育・学校心理学）	3	L 2	}	2			
	発達心理学		L 2					
	学習心理学（学習・言語心理学）		L 2					
	発達支援の心理学		L 1・S 1					
	健康・安全・食の教育入門		L 1・S 1					
	特別支援教育概論		L 2					
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論	3	L 2	2				
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		L 2	2		/		
			L 2	2			2	

3 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

免許法上の科目	授業科目	年次	単位数・授業方法	修得単位数				
				小一免	中一免	高一免	幼一免	
道徳の理論及び指導法	道徳教育論	1	L 2	2		/	/	
総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	1	L 2	2		/	/	
特別活動の指導法	特別活動論	1	L 1・S 1	2		/	/	
教育の方法及び技術	※教育方法学と情報通信技術の活用	1 ∧ 2	L 2	}	2			
	※教育工学と情報通信技術の活用		L 2					
	（※の科目は情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。）							
	教育評価の方法と技術（心理的アセスメント）		L 2					
	表現・相互行為教育演習		S 1					
	教育情報科学概論		L 2					
	プログラミング教育基礎演習		S 1					
	学習臨床入門		L 2					
	学習臨床概論		L 2					
学習場面臨床学	L 2							
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	（教育方法学と情報通信技術の活用） （教育工学と情報通信技術の活用）							
生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	2	L 1	1		/	/	
幼児理解の理論及び方法	幼児理解の理論と方法	1	L 2	/		2		
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談・カウンセリング論	2	L 2	2				
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	キャリア教育論	2	L 1	1		/	/	

4 教育実践に関する科目

免許法上の科目	授業科目	年次	単位数・授業方法	修得単位数			
				小一免	中一免	高一免	幼一免
教育実習	○教育実地研究Ⅰ（観察・参加）	1	L0.5・P0.5				
	○教育実地研究Ⅱ（授業基礎研究）		S1・P1	2			2
	教育実地研究Ⅲ（初等教育実習）	2	L1・P4	5	—	—	5
	教育実地研究Ⅳ（中等教育実習）	2	L1・P4	—	5	5	—
	幼稚園専修教育実習	3	L1・P2		—	—	
教職実践演習科目	教職実践演習（幼・小・中・高）	3	S2			2	

注) ①修得単位数欄に単位数を記載してある科目は、当該免許法上の必修科目を示す。

②小学校教諭免許状を取得する者は、○印の科目及び教育実地研究Ⅲ（初等教育実習）を必ず修得すること。

③中学校教諭免許状を取得する者は、○印の科目及び教育実地研究Ⅳ（中等教育実習）を必ず修得すること。

④教育実地研究Ⅰ（観察・参加）及び教育実地研究Ⅱ（授業基礎研究）は、教育職員免許法施行規則第2条から第5条までの表第5欄に定める最低修得単位数には含まない。

⑤平成25年3月31日までに総合演習を修得していない場合は、教職実践演習（幼・小・中・高）（S2）を修得すること。

#### 5 大学が独自に設定する科目

「1 教科（領域）に関する専門的事項及び各教科（保育内容）の指導法に関する科目」、「2 教育の基礎的理解に関する科目」、「3 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」又は下記の科目の中から修得すること。

なお、上記1～3の科目で必要とされる授業科目及び合計単位数とは別に修得が必要であるので注意すること。

免許法上の科目	授業科目	年次	単位数・授業方法	修得単位数				
				小一免	中一免	高一免	幼一免	
大学が独自に設定する科目	道徳教育論	2	L2	—	—	—	—	
	教科内容構成「国語」	2	L2		国語のみ	同左	—	
	教科内容構成「英語」	3	L2		英語のみ	同左	—	
	教科内容構成「社会」		L2		社会のみ	地理歴史・公民のみ	—	
	教科内容構成「算数・数学」		L2		数学のみ	同左	—	
	教科内容構成「理科」		L2		理科のみ	同左	—	
	教科内容構成「音楽」		L2		音楽のみ	同左	—	
	教科内容構成「図画工作・美術」		L2		美術のみ	美術・工芸のみ	—	
	教科内容構成「体育・保健体育」		L2		保健体育・保健のみ	同左	—	
	教科内容構成「技術」		L2	—	技術のみ	—	—	
	教科内容構成「家庭」		L2		—	—	—	
	教科内容構成「総合的な学習の時間」		L2		—	—	—	
	教科内容構成「道徳」		L2		—	—	—	
	最大修得単位数 ※履修方法等により、右欄括弧内の単位数より少なくなる場合があります。				(2)	(4)	(12)	(14)

注) 中1免及び高1免に使用できる教科内容構成の教科に関する科目は、該当する免許教科にのみとなるので注意すること。

#### 6 教員免許状取得に必要なその他の科目

施行規則第66条の6に定める科目	授業科目	年次	単位数・授業方法	修得単位数			
				小一免	中一免	高一免	幼一免
日本国憲法	日本国憲法	1	L2	2			
体育	教養スポーツ	1	P1	}	2		
	ウォータースポーツ		P1				
	スノースポーツ		P1				
	ボールゲーム		P1				
	トレーニング・ストレッチ		P1				
	剣道		P1				
	ウォーキング		P1				
	ネイチャー・アクティビティ		P1				
外国語コミュニケーション	コミュニケーション英語AⅠ	1	P1	}	2		
	コミュニケーション英語AⅡ		P1				
	コミュニケーション英語BⅠ		P1				
	コミュニケーション英語BⅡ		P1				

	コミュニケーション英語CⅠ		P 1	)
	コミュニケーション英語CⅡ		P 1	
情報機器の操作	教育情報演習	1	S 2	2

注) ①修得単位数欄に単位数を記載してある科目は、当該免許法上の必修科目を示す。

②免許法上の科目区分ごとに掲げる単位数以上を修得すること。

別表2（第3条第2号関係）

小学校教諭一種免許状を有している免P受講者の履修科目等

○幼稚園教諭一種免許状，中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状を取得する場合

「教科及び教職に関する科目」については，免許法上の科目区分ごとの各欄に掲げる単位数以上を修得すること。

1 教科（領域）に関する専門的事項及び各教科（保育内容）の指導法に関する科目

別表1の履修科目等に準じて単位を修得すること。

2 教育の基礎的理解に関する科目

免許法上の科目	授業科目	年次	単位数・ 授業方法	修得単位数		
				中一免	高一免	幼一免
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育本質論	3	L 2	}	2	
	比較教育学		L 2			
	学校・教師の歴史と文化		L 2			
	教育の哲学と思想		L 2			
	表現・人間学基礎論		L 1			
教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	人間教育学セミナー（教職の意義）	1	S 2		2	
教育に関する社会的，制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	学校組織論	3	L 2	}	2	
	教育社会学		L 2			
	教育と法規		L 2			
	現代社会と学校		L 2			
	生涯学習概論A		L 2			
	生涯学習概論B		L 2			
	人権・同和教育		L 2			
幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学概論（教育・学校心理学）	3	L 2	}	2	
	発達心理学		L 2			
	学習心理学（学習・言語心理学）		L 2			
	発達支援の心理学		L 1・S 1			
	健康・安全・食の教育入門		L 1・S 1			
特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論	3	L 2		2	
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論（カリキュラム・マネジメントを含む。）	1	L 2	}	2	
	教育課程実践論		L 2			
	幼児の教育課程論		L 2			

注）教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第2条第1項の表備考第11号及び第5条第1項表備考第4号に基づき，8単位までは，小学校教諭一種免許状を取得した際の教育の基礎的理解に関する科目の単位を振り替えることができる。

3 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

免許法上の科目	授業科目	年次	単位数・授業方法	修得単位数		
				中一免	高一免	幼一免
道徳の理論及び指導法	道徳教育論	1	L 2	2		
総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	1	L 2	2		
特別活動の指導法	特別活動論	1	L1・S1	2		
教育の方法及び技術	※教育方法学と情報通信技術の活用 ※教育工学と情報通信技術の活用 (※の科目は情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む) 教育評価の方法と技術(心理的アセスメント) 表現・相互行為教育演習 教育情報科学概論 プログラミング教育基礎演習 学習臨床入門 学習臨床概論 学習場面臨床学	1 2	L 2 L 2 L 2 S 1 L 2 S 1 L 2 L 2 L 2	2		
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	(教育方法学と情報通信技術の活用) (教育工学と情報通信技術の活用)					
生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	2	L 1	1		
幼児理解の理論及び方法	幼児理解の理論と方法	1	L 2			2
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談・カウンセリング論	2	L 2	2		
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	キャリア教育論	2	L 1	1		

4 教育実践に関する科目

免許法上の科目	授業科目	年次	単位数・授業方法	修得単位数		
				中一免	高一免	幼一免
教育実習	○教育実地研究Ⅰ(観察・参加)	1	L0.5・P0.5			
	○教育実地研究Ⅱ(授業基礎研究)		S1・P1			2
	教育実地研究Ⅲ(初等教育実習)	2	L1・P4	—	—	5
	教育実地研究Ⅳ(中等教育実習)	2	L1・P4	5	5	—
	幼稚園専修教育実習	3	L1・P2	—	—	

注) ①修得単位数欄に単位数を記載してある科目は、当該免許法上の必修科目を示す。

②小学校教諭免許状を取得する者は、○印の科目及び教育実地研究Ⅲ(初等教育実習)を必ず修得すること。

③中学校教諭免許状を取得する者は、○印の科目及び教育実地研究Ⅳ(中等教育実習)を必ず修得すること。

④教育実地研究Ⅰ(観察・参加)及び教育実地研究Ⅱ(授業基礎研究)は、教育職員免許法施行規則第2条から第5条までの表第5欄に定める最低修得単位数には含まない。

⑤平成25年3月31日までに総合演習を修得していない場合は、教職実践演習(幼・小・中・高)(S2)を修得すること。

5 大学が独自に設定する科目

免許法上の科目	授業科目	年次	単位数・授業方法	修得単位数		
				中一免	高一免	幼一免
大学が独自に設定する科目	「教科及び教職に関する科目」に記載されている科目を履修する。	1 2 3		4	1 2	1 4

注) 別表1の「5 大学が独自に設定する科目」を確認すること。

別表3（第3条第3号関係）

中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状を有している免P受講者の履修科目等

○幼稚園教諭一種免許状又は小学校教諭一種免許状を取得する場合

「教科及び教職に関する科目」については、免許法上の科目区分ごとの各欄に掲げる単位数以上を修得すること。

1 教科（領域）に関する専門的事項及び各教科（保育内容）の指導法に関する科目

別表1の履修科目等に準じて単位を修得すること。

2 教育の基礎的理解に関する科目

免許法上の科目	授業科目	年次	単位数・ 授業方法	修得単位数	
				小一免	幼一免
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育本質論	3	L 2	}	2
	比較教育学		L 2		
	学校・教師の歴史と文化		L 2		
	教育の哲学と思想		L 2		
	表現・人間学基礎論		L 1		
教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	人間教育学セミナー（教職の意義）	1	S 2		2
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	学校組織論	3	L 2	}	2
	教育社会学		L 2		
	教育と法規		L 2		
	現代社会と学校		L 2		
	生涯学習概論A		L 2		
	生涯学習概論B		L 2		
	人権・同和教育		L 2		
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学概論（教育・学校心理学）	3	L 2	}	2
	発達心理学		L 2		
	学習心理学（学習・言語心理学）		L 2		
	発達支援の心理学		L 1・S 1		
	健康・安全・食の教育入門		L 1・S 1		
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論	3	L 2		2
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論（カリキュラム・マネジメントを含む。）	1	L 2	}	2
	教育課程実践論		L 2		
	幼児の教育課程論		L 2		

注）教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第2条第1項の表備考第11号に基づき、8単位までは、中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状を取得した際の教育の基礎的理解に関する科目の単位を振り替えることができる。

3 道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目

免許法上の科目	授業科目	年次	単位数・ 授業方法	修得単位数	
				小一免	幼一免
道徳の理論及び指導法	道徳教育論	1	L 2	2	
総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	1	L 2	2	
特別活動の指導法	特別活動論	1	L1・S1	2	
教育の方法及び技術	※教育方法学と情報通信技術の活用 ※教育工学と情報通信技術の活用 ※の科目は情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。 教育評価の方法と技術(心理的アセスメント) 表現・相互行為教育演習 教育情報科学概論 プログラミング教育基礎演習 学習臨床入門 学習臨床概論 学習場面臨床学	1 ∧ 2	L 2 L 2 L 2 S 1 L 2 S 1 L 2 L 2 L 2	2	
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	(教育方法学と情報通信技術の活用) (教育工学と情報通信技術の活用)				
生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	2	L 1	1	
幼児理解の理論及び方法	幼児理解の理論と方法	1	L 2		2
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談・カウンセリング論	2	L 2	2	
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	キャリア教育論	2	L 1	1	

4 教育実践に関する科目

免許法上の科目	授業科目	年次	単位数・ 授業方法	修得単位数	
				小一免	幼一免
教育実習	○教育実地研究Ⅰ(観察・参加)	1	L0.5・P0.5		
	○教育実地研究Ⅱ(授業基礎研究)		S1・P1	2	2
	教育実地研究Ⅲ(初等教育実習)	2	L1・P4	5	5
	教育実地研究Ⅳ(中等教育実習)	∧	L1・P4	—	—
	幼稚園専修教育実習	3	L1・P2		

注) ①修得単位数欄に単位数を記載してある科目は、当該免許法上の必修科目を示す。

②小学校教諭免許状を取得する者は、○印の科目及び教育実地研究Ⅲ(初等教育実習)を必ず修得すること。

③教育実地研究Ⅰ(観察・参加)及び教育実地研究Ⅱ(授業基礎研究)は、教育職員免許法施行規則第2条及び第3条の表第5欄に定める最低修得単位数には含まない。

5 大学が独自に設定する科目

免許法上の科目	授業科目	年次	単位数・ 授業方法	修得単位数	
				小一免	幼一免
大学が独自に設定する科目	「教科及び教職に関する科目」に記載されている科目を履修する。	1 ∧ 3		2	1 4

注) 別表1の「5 大学が独自に設定する科目」を確認すること。

○他教科の中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状を取得する場合

「教科及び教職に関する科目」については、免許法上の科目区分ごとの各欄に掲げる単位数以上を修得すること。

1 教科に関する専門的事項及び各教科の指導法に関する科目

別表1の履修科目等に準じて単位を修得すること。

2 大学が独自に設定する科目

免許法上の科目	授業科目	年次	単位数・ 授業方法	修得単位数	
				中一免	高一免
教科又は教職に関する科目	「教科及び教職に関する科目」に記載されている科目を履修する。	1 2 3		4	12

注) 別表1の「5 大学が独自に設定する科目」を確認すること。